

商品名		自由金利型定期預金(大口定期)	期日指定定期預金
		〈単利型〉	〈複利型〉
販売対象		・法人および個人の方	・個人の方のみ
期間		・定型方式 1か月、2か月、3か月、6か月 1年、2年、3年、4年、5年 自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。	・最長3年 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年の間の任意の日を指定できます。(満期日の指定をする時は、その1か月前までに通知する必要があります。)
		・満期日指定方式 1か月超～5年未満	・自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
預入	(1) 預入方法	・一括預入	
	(2) 預入金額	・1,000万円以上	・100円以上～300万円未満
	(3) 預入単位	・1円単位	
払戻方法		・満期日以後に一括して払い戻します。	
利息	(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 	
	(2) 利払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 	・満期日以後に一括して支払います。
	(3) 計算方法	・付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算。	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算。
税金		<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(マル優を利用の場合を除きます。)
手数料		・手数料はかかりません。	
付加できる特約事項		<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続型は、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続型は、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の「2年以上の利率」に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。

期間の定めのある預金

商品名	自由金利型定期預金(大口定期)	期日指定定期預金
	〈単利型〉	〈複利型〉
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 下記(表2)の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には期限前解約利息との差額を清算します。 	<ul style="list-style-type: none"> 期限前解約利率は下記(表1)⑥に準じます。 その利息は預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利で計算した期限前解約利息とともに支払います。(約定利率は「2年以上の利率」とします。)
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 	
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9時～17時、電話:06-6267-1636)にお申し出ください。 紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター(電話:06-6364-7644)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争を解決する方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。 	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の対象となります。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。) 	

<表 1>

約定期間 預入していた期間	約定期間			
	④ 3年未満	⑤ 3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年もの
6か月未満	解約日における普通預金利率			
6か月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×30%	
1年以上 1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%		約定利率×40%
1年6か月以上 2年未満		約定利率×60%		約定利率×50%
2年以上 2年6か月未満		約定利率×70%		約定利率×60%
2年6か月以上 3年未満		約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%
3年以上 4年未満	—————	約定利率×90%		約定利率×80%
4年以上 5年未満		—————	約定利率×90%	約定利率×90%

<表 2>

- ・預入日から1か月未満に解約の場合、下記A・B・Cのうち最も低い利率
- ・預入日から1か月以後に解約の場合、下記B・Cのうちいずれか低い利率

A:解約日における普通預金利率

B:約定利率－約定利率×30%

C:約定利率－((基準利率－約定利率) × (約定日数×預入日数)) / 預入日数

注1) 基準利率とは、解約日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率。

注2) Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします。